

レノバグループ腐敗防止方針

レノバグループは、その企業理念に基づき、以下のとおり、腐敗防止方針を定めます。高い倫理観をもって、腐敗行為の防止につとめ、全てのステークホルダーと長期にわたり公正で健全な信頼関係を構築・維持します。

1. 腐敗行為の禁止

レノバグループは、名目・形式の如何を問わず、腐敗行為に関与することを禁止します。また、社会的慣行の範囲を超える接待・贈答・便益についても、受領または提供する行為を禁止します。

2. 経営陣のコミットメント

レノバグループの経営陣は、企業倫理の重要性を認識し、自ら日々の行動をもって模範を示し、腐敗行為の防止に責任をもちます。

3. 法令の遵守

レノバグループは、国内外を問わず、事業を遂行する地域に適用される腐敗行為の防止に関する法令等及び国際条約を遵守します。また、レノバグループの取引先や代理人に対しても法令の遵守を求めます。

4. 推進体制

レノバグループは、事業を遂行する地域に適用される腐敗行為の防止に関する法令等に基づき、腐敗行為の防止に関する社内規程等を整備し、腐敗行為を防止する体制を構築するとともに、自己点検や内部監査を通じて当該体制の有効性や社内規程等の遵守状況を定期的に確認し、その結果に応じて、社内規程等の見直しを含む必要な措置を実施します。

5. 会計記録管理の徹底

レノバグループは、事業を遂行する地域に適用される腐敗行為の防止に関する法令等及び本方針の遵守に関する説明責任を果たすため、会社の全ての取引に関して、合理的に詳細で正確な帳簿を作成し、記録を保持します。

6. 教育・研修

レノバグループは、役職員に対し、教育・研修を通じて本方針を周知するとともに、腐敗行為の防止等に関する啓発を行い、腐敗行為の防止につとめます。

7. 相談・通報体制の整備

レノバグループは、腐敗行為の防止及びその早期発見のため、本方針に違反する行為やそのおそれのある行為について、企業倫理ホットライン制度による役職員からの相談・通報を受け体制を整備します。また、通報者に対する不利益な取扱いや、通報等に関する秘密の漏えいがないよう、適切にホットライン制度を運用します。

8. 処分等

レノバグループは、事業を遂行する地域に適用される各国の腐敗行為の防止に関する法令等、または本方針を含む腐敗行為の防止に関する社内規程等に違反した役職員に関しては、個人としての法的責任に加え、就業規則等の社内規程に従って厳正に処分します。